

新年のご挨拶



あけましておめでとうございます、謹んで新春のお祝いを申し上げます。
旧年中は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

共同通信社の2022年国内景気に関するアンケートを見ますと、「緩やかに拡大」79%、「拡大」5%と、合計84%の国内主要企業が拡大傾向と見込んでいます。主な理由として、「個人消費の回復」や「コロナ収束」、「設備投資の回復」であると記事は続いています。

一方、「横ばい」と回答した企業の理由としては、「コロナ対策はまだ十分でなく、(経済が)コロナ前の水準に戻るには時間がかかる」といったものや、変異株「オミクロン株」の脅威や原材料高、円安に伴う一部の生活必需品値上げなど、いまだ残る不安材料を挙げる企業もあるようです。

このアンケート結果から、多くの企業が、コロナ収束の中で景気回復の期待を望んでいることを伺い知ることができます。政府は現在、デジタル化を推進し、あらゆる施策で生産性向上、賃上げのバックアップを行っています。

現代の経営者には、この時代の変化を読み取り、洞察力・判断力・実行力を持ち、自社経営をしっかりと舵取りする能力が求められています。また、中小企業には、限られた資源(モノ、人、カネ)の中から本当に必要なものを選び取り、集中投資して、売上を創造していくことが求められています。

限られた資源の中で、人々に求められる売上、感謝される売上を多く作っていききたいものです。

令和4年度税制改正大綱の目玉！！

1：賃上げ税制 中小企業における所得拡大促進税制の見直し

(概要)

賃上げや人材投資を促す観点から、控除率を最大40%に引上げ、適用期限は1年延長(R6.3.31)されます。

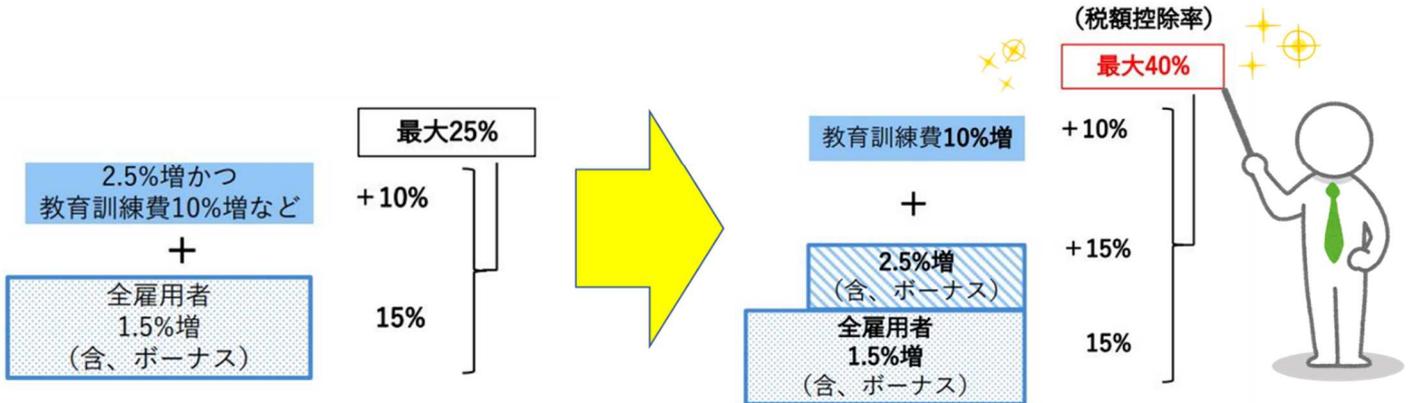
		【改正前】	【改正後】	
【要件】		雇用者給与等支給額が前年度から1.5%以上増加	変更なし	
	上乗なし	雇用者給与等支給額の対前年度増加額×15%	上乗なし	雇用者給与等支給額の対前年度増加額×15% (基本)
【税額控除額】	上乗あり	要件 ①雇用者給与等支給額が前年度から2.5%以上増加 ②A・Bのいずれかを満たすこと(※1) A 教育訓練費の対前年度増加率10%以上 B 中小企業等経営強化税制による経営力向上の証明がされたこと	要件	雇用者給与等支給額が前年度から2.5%以上増加
				雇用者給与等支給額の対前年度増加額×30% (基本+上乗せ15%)
		雇用者給与等支給額の対前年度増加額×25%	要件	教育訓練費が前年度から10%以上増加(※2)
				雇用者給与等支給額の対前年度増加額×40% (基本+上乗せ15%+上乗せ10%)(※1)
控除限度額(上限)		法人税額×20%	控除限度額(上限) 変更なし	



(適用時期)

令和4年4月1日から令和6年3月31日までに開始する各事業年度について適用されます。

賃上げ促進税制 イメージ図(中小企業)



2: 住宅ローン控除 (個人所得課税)

(概要)

適用期限が4年延長されますが、控除率が1%から0.7%に引き下げられます。

省エネ性能の高い認定住宅等は、借入限度額が上乘せされます。

適用対象者の所得要件が現行3,000万円以下から、2,000万円以下に引き下げられます。

		【改正前】	【改正後】	
		一定の期間 ※1 に契約し、 令和3年～令和4年に入居	令和4年～令和5年 に居住	令和6年～令和7年 に居住
控除率		1%	0.7%	0.7%
借入限度額 及び 控除期間	一般住宅	4,000万円/13年	3,000万円/13年	2,000万円/10年 ※2
	認定住宅	5,000万円/13年	5,000万円/13年	4,500万円/13年
	ZEH水準省エネ住宅	-	4,500万円/13年	3,500万円/13年
	省エネ基準適合住宅	-	4,000万円/13年	3,000万円/13年
所得要件		3,000万円以下	2,000万円以下	2,000万円以下

1 新築は令和2年10月から3年9月まで、建売等は令和2年12月から3年11月までに契約。

2 令和6年以後に建築確認を受ける家屋等で、登記簿上の建築日付が令和6年7月以降のものは0円。

(注)中古住宅については、借入限度額は一般住宅が2,000万円、認定住宅等が3,000万円、控除期間は一律10年とされます。